

2021年1月8日

各位

相談支援事業所 デライト江東
TEL : 03-6802-9178

緊急事態宣言に伴う相談支援事業所デライト江東の対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府より2021年1月7日に新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言が発出されたこととともない、相談支援事業所デライト江東（以下、「当事業所」という。）の運営を次の通りとすることをお知らせいたします。

つきましては、各位におかれましては、ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

記

- 期間 2021年1月8日から当面の間
- 内容
 - **当事業所の営業時間通常通り平日9:00-18:00です。**
しかしながら、当事務所スタッフの新型コロナウイルス感染拡大防止のために、リモートワーク、当番制での出勤を推進させていただきたく、当事業所に常駐するスタッフの人数を最低限にさせていただきます。
 - **ご利用者への面談の方針について**
 1. **新規ご依頼においてのご利用者への面談は、原則、直接面談で行う方針ですが、リモート面談も可能でありますので、最初に面談方法をご相談させていただきます。**

なお、直接面談となった場合は、各位におかれましては面談時に、下記のとおりのご理解とご協力をお願いします。

- 面談出席者に新型コロナウイルス感染が疑われる方（*1）がいらっしゃる場合は、面談をキャンセルする場合があります。
- 当事務所スタッフは、マスクを着用させ、手指消毒を徹底させて面談に臨みます。
- 面談場所は、いわゆる”三つの密（*2）”を避ける場所での実施をお願いいたします。
- 当事務所スタッフは毎営業日、体温を計測し、発熱等の症状がある場合は業務を行わない方針であります。そのため、スタッフに欠員が出た場合は、面談をキャンセルする可能性があります。

2. モニタリングのご利用者への面談は、リモート面談の実施をお願いする可能性があります。

しかしながら、直接面談となった場合は、各位におかれましては上記1.と同様の対応をお願いいたします。

- * 1. ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。

- * 2. 【密閉空間】、【密集空間】、【密接会話】

感染拡大防止への取り組みにご協力、ご理解をどうか宜しくお願い申し上げます。
皆様におかれましてはどうかご自愛の上お過ごしください。

以上